

# 協会けんぽ 福島支部 からののお知らせです。

～職場内で掲示・回覧願います～

## 令和2年度 被扶養者資格再確認のご協力をお願い

協会けんぽでは、高齢者医療制度における拠出金及び保険給付の適正化を目的に、健康保険法施行規則第50条に基づき、健康保険の被扶養者となっている方が、現在もその状況にあるかを確認させていただくため、毎年度、被扶養者資格の再確認を実施しております。

令和2年度につきましては、10月上旬から下旬にかけて順次「被扶養者状況リスト」をお送りいたしますので、被扶養者資格をご確認いただき、同封の返信用封筒にてご提出をお願いいたします。

被扶養者資格の再確認は、被扶養者の方の現況確認だけでなく、加入者皆様の保険料負担の軽減につながる大切な確認となりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

### 令和2年度の予定

#### 〈確認の対象となる方〉

令和2年4月1日において18歳以上の被扶養者(協会管掌健康保険)

※すべての被扶養者が上記に該当しない場合は、再確認の必要がありませんので、事業主の方へ被扶養者状況リストはお送りいたしません。

#### 〈送付時期〉

令和2年10月上旬から下旬にかけて順次送付しております。

#### 〈提出期限〉

**令和2年11月30日(月)**

#### 〈添付書類について〉

厚生労働省より再確認業務の厳格化を求められていることから、今年度は、下記に該当する場合、事実を証明する書類の提出をお願いいたします。

- 被保険者と別居している被扶養者 → 仕送りの事実と仕送り額が確認できる書類
- 海外に在住している被扶養者 → 海外特例要件に該当していることが確認できる書類

#### 〈扶養から外れる被扶養者の方がいる場合〉

再確認の結果、被扶養者から外れる場合は、被扶養者状況リストに同封の被扶養者調書兼異動届と、該当する方の被保険者証を添えて、協会けんぽへご提出をお願いいたします。

#### 〈令和元年度の実績〉

- 扶養解除者数 約6.6万人
- 高齢者医療制度への負担軽減額(効果額) 約15億円



# おすすめください！ 扶養ご家族さまの特定健診

協会けんぽでは、扶養ご家族さま向けのメタボリックシンドロームに着目した健診＝**特定健康診査(特定健診)**について、年度内に一度健診費用を助成しております。

**自己負担額<sup>ゼロ</sup>0円**で受診できる方法もありますので、扶養ご家族さまにもぜひ健診をおすすめください。

## ●特定健診の対象者

**40歳～74歳までの扶養ご家族さま**

## ●受診に必要なもの

### ①受診券(※)



※受診券とは…

**「特定健康診査受診券」**

40歳以上の扶養ご家族さまが対象の健診費用の助成券です。

### ②保険証



保険証の記号番号と受診券に記載されている記号番号に相違がないことをご確認ください。

### ③健診費用



## ●自己負担額無料(ゼロ円)でも受診できます

- 協会けんぽ福島支部のホームページでは、**自己負担額無料**で受診できる健診機関をご案内しています。
- 協会けんぽ主催の集団健診「**協会けんぽ<sup>ゼロ</sup>0円健診**」では、**自己負担額無料**で特定健診の受診が可能です。今後、集団健診の会場近くにお住まいの方へ、日程・会場・ご予約先等のご案内をお送りします。

**【令和2年度 協会けんぽ<sup>ゼロ</sup>0円健診開催予定市】** ※令和2年10月より開催予定  
福島市、郡山市、いわき市、会津若松市、白河市、須賀川市、  
伊達市、相馬市、南相馬市、喜多方市、二本松市

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況により、健診日程が延期や中止となる可能性がありますので、ご了承ください。

●お問い合わせ先(受診券の再発行や健診実施機関情報などのお問い合わせはこちら)  
協会けんぽ福島支部 保健グループ TEL: 024-523-3919